

令和8(2026)年

8

月

広報

あしや

1037号



6月16日 田植え体験

当日の様子は7ページのまちのわだいに掲載しています。

ボランティア活動センターの事業を紹介します



▶問い合わせ

ボランティア活動センター（☎ 2 2 1 - 1 0 1 1）

ところ 町民会館 2 階

開館日 月曜日～土曜日 ※日曜日・祝日は休館

時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分

町民会館 2 階にある芦屋町ボランティア活動センターは、住民のボランティア活動の拠点として、平成 22 年 3 月に開設され、今年で 16 年目を迎えました。ボランティアに関する相談受付や活動支援、各団体の会議や作業場所の提供、各種情報提供を行っています。当センターでは登録団体や町民の皆さんを対象に、「団体活動の活性化支援」、「団体と住民とのかけ橋」、「人材育成」の三つを柱にして進めています。今年度も「共に支え合い、共に生きる『お互いさま』のまちづくり」を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

●団体活動の活性化支援

団体支援には、「活動に必要な知識・技術の更なる向上」と「団体活動の紹介と交流」の二つの柱があります。

一つ目の柱として、5 月に「スキルアップ講座（広報）」を開催しました。ボランティア活動をしていく中での広報の役割について学びました。



△スキルアップ講座（広報）の様子

二つ目の柱として、8 月に「ボランティア活動団体交流会」を行います。今年度は、『視覚障がい者の特性と団体の活動について学び、支援の輪を広げよう！』をテーマに、視覚障がい者自身のデモンストレーションや、支援ボランティア団体によるワークショップを通して、特性や支援団体の活動を学び、理解と支援の輪を広げます。

●団体と住民とのかけ橋

◆登録団体紹介冊子の発行

当センターに登録して活動している団体をはじめ、町でボランティア活動を行う団体について、町民の皆さんに広く知ってもらうために「ボランティア活動団体紹介冊子」を発行しています。



◆ボランティアマッチング業務

ボランティア活動に興味・関心がある個人・団体・組織などの「ボランティアをしたい人」と、ボランティアを必要としている団体、組織などの「ボランティアを求める人」を登録し、それぞれに情報提供を行いながら、仲介・調整を行う「ボランティアマッチング」を行っています。社会貢献を望む個人や団体と、支援を必要とする人々や組織を効果的に結びつける重要な役割を担っています。



町ホームページ

●人材育成

当センターでは、ボランティア人材の発掘・育成を目的としたボランティア養成講座を実施しています。

今年度は「災害ボランティア養成講座」と「折り紙ボランティア養成講座」を開催します。

「災害ボランティア講座」では、『いざというときに備えよう、地域の力で！』をテーマに、日頃から支え合える地域づくりを目指し、災害発生時の活動において必要な心構えや備えなどを講義と疑似体験を通して、支援者・被災者両方の立場で学びました。

また今年度で3回目を迎える「折り紙ボランティア養成講座」は、『折る人から、届ける人へ 誰かのために活かす新しい一歩！』をテーマに、折り紙の楽しさを生かし、新たな地域活動への第一歩につなげていきます。



△折り紙ボランティア養成講座の様子

◆リーどぼらんていあキッズ

芦屋町の小学生を対象に、ボランティア活動を通じてこどもたちの社会力向上を目的とした、「リーどぼらんていあキッズ事業」を行っています。

昨年度は、赤い羽根共同募金運動の「街頭募金」や、人権まつりで「あそびの広場」の出店などへ、有志で参加しました。今年度は、北九州モノレール車両整備工場見学や、ランタン製作、ビーチクリーンアップなど年7回の研修会の開催を予定しています。

研修やボランティア活動を通して、こどもの規範意識や責任感を育てています。



△リーどぼらんていあキッズ

「リーど」は
ボランティア活動
センターの愛称だよ！



△リーどくん

ーボランティア活動センターの使命と、これからー

町内には、長年活動を続けている団体が数多くあります。その継続の力は、町の財産です。

そして今、その財産を次の世代へ、どのようにつないでいくか、新しい参加のかたちをどう広げていくかが、これからの大切なテーマになっています。

今後、ボランティア活動団体同士が顔を合わせる場だけでなく、若い世代がボランティア活動を知る機会や、誰でもふらっと立ち寄れる場などを提供していけるように計画していきます。



飼い主のいない猫の問題を減らすために



▷問い合わせ 環境・公園係（２２３－３５３８）

町には、飼い主のいない猫に関するさまざまな苦情が寄せられています。

●飼い主のいない猫が
庭でふん尿をする

●鳴き声がうるさい

●ごみ捨て場を荒らしている



飼い主がいない猫を今すぐに減らすことはできません。動物の愛護及び管理に関する法律で、猫は愛護動物とされており、処分を目的として捕獲することはできません。

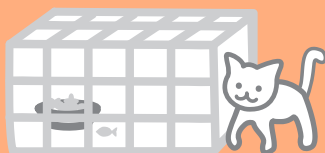
また、捕獲した猫を山奥などに連れて行って放すことは、動物遺棄の罪に問われることになります。このため、まずは不妊手術を施す TNR 活動などを行うことで、今後の飼い主のいない猫の増加を抑える必要があります。

TNR 活動ってどんな活動？

TNR とは、^{トラップ} Trap・^{ニューター} Neuter・^{リターン} Return を略した言葉で、捕獲器などで飼い主のいない猫をつかまえ（Trap）、不妊・去勢手術（Neuter）を行い、暮らしていた場所にもどす（Return）ことです。芦屋町は、どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加しています。

TRAP

つかまえる



NEUTER

不妊・去勢手術を
して耳をカットする



RETURN

暮らしていた
場所にもどす



公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ事業

さくらねこ無料不妊手術事業とは、飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術を実施することで繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動です。

活動を希望する人は、環境・公園係まで相談してください。

【実施手順：例】

- ①申請者が環境・公園係へ申請（毎月 25 日まで）
- ②環境・公園係がどうぶつ基金に手術チケットの申請
- ③翌月中旬から下旬ごろ、どうぶつ基金から手術チケットの配布
- ④環境・公園係から申請者へ手術チケットを交付
- ⑤申請者が指定病院に手術日を予約
- ⑥申請者が手術日までに猫を捕獲しておき、申請者が病院まで運搬
- ⑦手術後翌日以降に、申請者が猫を元の場所に戻し、環境・公園係へ報告書を提出



さくらねこ活動手術チケット交付における主な注意事項

●多くの自治体や団体、個人からの申し込みがあることや、どうぶつ基金の予算の状況などにより、申請どおりの枚数が配当されるとは限りません。手術チケットが配当された後に指定病院に予約をしてください。

●飼い猫ではないこと

●手術後の保護を目的とした申請ではないこと

●猫は申請者が、手術日までに捕獲しておくこと

※町では捕獲器の貸し出しを行っています（貸し出し台数には限りがあります）。

※町では猫は預かれません。

※猫が捕まえられず、手術チケットのキャンセルが続くと、町への手術チケットの配布が減らされる可能性があります。

※あらかじめ捕獲器の設置期間を長くして、捕まえたい猫に慣れさせるなどの対応をお願いします。

●芦屋町内で捕まえた猫であること

※捕獲場所の写真の提出が必要です。

●必ず暮らしていた場所に猫を放すこと



まちのわだい

あなたの周りで起きた出来事や楽しい話題、イベントなどの身近な情報をお待ちしています。

▷ 問い合わせ シティプロモーション係
(☎ 2 2 3 - 3 5 7 1)

町への功績が称えられました

6月11日 波多野 茂丸前町長 叙勲受章報告

前芦屋町長の波多野 茂丸氏が、旭日小綬章を受章されました。波多野前町長は、平成7年5月から約12年間芦屋町議会議員を務められたのち、平成19年5月に芦屋町長に就任され、以後18年以上の長きにわたり、町政の発展に尽力されました。また、その間、全国モーターボート競走施行者協議会代表理事や福岡県町村会副会長などの要職を歴任されています。これらの地方自治の分野における顕著な功績が認められ、芦屋町政に携わった方として初めて、旭日小綬章を受章されるという荣誉に輝かれました。



人権擁護委員としての功績が称えられました

5月22日 福岡県人権擁護委員連合会長表彰

令和8年6月30日まで人権擁護委員を務められた佐藤 一雄さん（緑ヶ丘）が、長年にわたる人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献した功績が称えられ、5月22日、福岡県人権擁護委員連合会長表彰を受けられました。人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権に関する相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

花と一緒に笑顔も届きました

5月25日 愛生幼稚園 花の日行事

日頃お世話になっている人に感謝を伝える「花の日」の行事として、愛生幼稚園の園児たちが芦屋郵便局と芦屋町役場の職員に花束を届けてくれました。少し緊張した様子で、感謝の言葉と花束を渡す姿に、思わず顔がほころび、胸が温くなりました。



代表監査委員として多年にわたり貢献

6月10日 中西 一雄前代表監査委員 叙勲伝達式

前芦屋町代表監査委員の中西 一雄さんが、瑞宝双光章を受章されました。中西さんは、防衛省事務官として長年勤務された中で培われた見識をいかし、平成18年9月から18年以上の長きにわたり、代表監査委員として町の財務の執行などの指導に尽力し、多大な貢献を果たされました。



自然の中で育む「見守り」と「挑戦」

5月30日・6月14日 チャレンジキャンプ



ダンボールでピザ窯を作り、野外クッキングに挑戦しました。ピザやポテトサラダ、アイスクリーム作りを通して手づくりの楽しさを味わいながら、自然の中でのびのびと活動しました。児童からは「自分からチャレンジできた」との声があり、保護者からも「家庭では見られない意欲的な姿が印象的だった」との感想が寄せられ、充実した一日となりました。

チームワークを大事に！

6月6日 キッズスポーツフェスタ

総合体育館でキッズスポーツフェスタが行われました。チームワークを大事にした6種類のスポーツを通じて、親睦を図り、スポーツの楽しさや喜びを体感してもらうことが目的です。みんなで協力しながらスポーツを楽しんでいました。参加したこどもたちは「狙いを定めて投げて競うポッチャが難しかった」「真ん中の3点をとることができた」とうれしそうに話していました。



ロマンある化石探検

6月13日 化石探検

芦屋町には、貝や魚類、鳥類など化石が豊富に存在する約3000万年前の地層があります。この地層は当時の日本の研究をするうえで重要な地層で、その名も「芦屋層群」といいます。今回の探索場所は、柏原海岸の洞山付近。石をハンマーで割って貝などの化石を見つけます。参加者は「家族で化石を探ることができて楽しかった」と話していました。

泥だらけになりました

6月16日 町内3小学校田植え体験

JA北九青年部（芦屋支所）協力のもと、町内3小学校の5年生が田植え体験を行いました。ロープをピンと張って、苗を植える位置を一直線に揃えながら、田んぼの中に一列に並んで、植えていきます。児童たちは「歩きにくい！」「ぶによぶによしてる！」と、はじめての田んぼにワクワクした様子で、泥だらけになりながらも、田植えを楽しんでいました。





県民向け介護講座

在宅で介護をしている人、施設で介護に従事している人、介護に関心を持っている人など、県民を対象に介護講座を開講しています。

▽ところ クローバープラザ東棟4階（春日市原町）

▽内容 介護予防講座、介護入門講座、認知症介護講座、テーマ別介護講座、動画配信介護講座、啓発事業 ヤングケアラーの理解

▽参加費 無料

▽開催期限 令和9年2月まで

▽申し込み 福岡県社会福祉協議会 福祉介護研修センター（☎092・584・3351）へ

看護職スキルアップセミナー

▽対象 医療・看護に不安のある看護師・准看護師（未就業や就業中であ

るがブランクが長かった人も含む）

▽とき 8月26日～10月7日の毎週（全6回）午後2時～4時

▽ところ 遠賀中間医師会おんが病院 講義室（遠賀町尾崎）

▽内容 講義、技術演習

※希望する内容を選択することができ
ます。詳しくはホームページを見て
ください。

▽定員 15人程度（先着順）

▽参加費 無料

▽申し込み 8月19日頃までにおんが
病院看護部（☎281・2810）へ

介護に関する入門的研修

介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身に付け、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができます。介護の仕事に就きたい人や将来のために介護を知りたい人など、介護のことを学びませんか。

▽とき 【①A日程】9月2日（金）、9日（木）、16日（金）、24日（木）、30日（金）・午前10時から

【②B日程】令和9年1月9日（土）、16日（土）、23日（土）、30日（土）、2月6日（土）・午前10時から

※①②いずれも5日間の受講が必要
です。終了時間は日程により異なります。

▽ところ ウェルとばた（戸畑区汐井町）
※筑豊地区（中間市）などの会場もあ
ります。

詳しくはホームペー
ジを見てください。

▽内容 介護に関する
基本的な知識

▽対象 介護未経験者

▽定員 50人（事前申し込み先着順）

▽参加費 無料

▽申し込み 福岡県社会福祉協議会福
祉人材センター（☎092・58
4・3310）へ



福岡県社会福祉協議会
福祉人材センター
ホームページ

令和8年度国税庁経験者採用試験

▽受験資格 令和8年4月1日時点で
大学など（短期大学を除く）を卒業
した日または大学院の課程などを修
了した日のうち最も古い日から起算
して8年を経過した人

▽求める人材 大学卒業後、民間企業、
官公庁などで正社員・正職員として
従事した職務経験が令和8年7月1
日現在で通算8年以上となる人であ
って、これらの職務経験を通じて体
得した効率的かつ機動的な業務遂行
の手法その他の知識及び能力を有す
る人

▽受付期間 7月27日（金）午前9時～8
月17日（金）（受信有効）

※受験案内を確認し、申し込みは、イ
ンターネットで行ってください。

▽試験日

■1次試験日 10月4日（日）

■2次試験日 11月7日（土）、8日（日）、

14日（土）または15日（日）で指定する1日

■3次試験日 12月上旬または中旬で
指定する1日

▽問い合わせ

●インターネット申し込みに関するこ
と
●人事院人材局試験課（☎03・
3581・1554）

●その他試験に関すること
●福岡国税
局人事第二課試験研修係（☎092・
411・0031 内線2432）

※国税庁ホームページに
試験概要を掲載してい
ます。



国税庁
ホームページ

こどもの人権110番

全国一斉「こどもの人権110番」
強化週間 8月28日（金）～9月3日（木）

いじめや体罰、不登校や虐待など、
こどもの人権問題に関する相談電話を
設置します。法務局職員と人権擁護委
員が無料で相談に応じます。

秘密は厳守しますので、ひとりで悩
まず、気軽に電話してください。

▽とき 8月28日（金）、31日（日）～9月3
日（木）・午前8時30分～午後7時

8月29日（土）、30日（日）・午前10時～午
後5時

▽電話番号 こどもの人権110番専用電
話（☎0120・007・110）（無料）

※強化週間以外でも平日の午前8時30分
～午後5時15分（時間外と土日祝日は
留守番電話対応）に受け付けています。



芦屋町図書館
イメージキャラクター
よむにゃん

8 月

芦屋町図書館
(☎223-3677)
開館時間
午前10時～午後6時



芦屋町図書館
ホームページ
※資料検索や
予約などが
できます。

■休館日 3日月、10日月、17日月、24日月、
27日(木)、31日月

読書感想文・感想画特集コーナー

第72回青少年読書感想文全国コンクールの課題
図書、第70回西日本読書感想画コンクールの指定
図書をそれぞれのコーナーに展示しています。小
学生向けは1階、中高生向けは2階Y Aコーナー。
本を読んだ気持ちを文章や絵で表現してみませんか。

とがみ ひろまさ 砥上 裕将さん講演会

横浜 流星さん主演の映画「線は、僕を描く」の原
作や「7.5 グラムの奇跡」などを書いた、福岡県出
身の水墨画家であり小説家の砥上 裕将さんを講師に
迎えます。小説ができるまでの普段聞けないエピソ
ードをお聞きします。

▷とき 9月27日(日)・午後2時から
▷ところ 中央公民館2階
▷定員 80人(事前申し込み先着順)
▷申込受付 8月4日(火)から、図書館カウンター、
電話またはファクス(☎223-3100)で受け付け

定例おはなし会

と き ・ 出 演・催 し
5日(火) 赤ちゃんおはなし会たち
8日(金) お話しポケット
9日(土) にじの会
23日(金) にじの会
※時間はいずれも午前11時から
▷ところ おはなしのへや



新 着 図 書

注目の一冊



ファイア・ドーム 上下巻
辻村 深月 著
小学館

25年前、平穏だっ
たはずの地方都市は、
百貨店受付嬢誘拐殺人
事件の発生、その報道
により揺り動かされ、
「噂」という大量の炎
が、加害者のみならず
被害者にも降り注ぎ、
燃えさかった。

【一般書】

めぐる糸	永井 紗耶子	著
硝子のマンション	染井 為人	著
警察へ行こう	眞保 裕一	著
カフェ保健室	吉野 万理子	著

【児童書】

オザンと竜の方舟	新藤 悦子	作
ガーजू先生	たじま ゆきひこ	作
まけたって、いい。	磯 みゆき	作
なきむし なきこちゃん	ザ・キャビンカンパニー	作
ほげちゃん いなかにいく	やぎ たみこ	作

人口 (前年同月との比較)

令和8年6月末日現在	令和7年6月末日現在
12,310 人	12,535 人
5,943 人	6,074 人
6,367 人	6,461 人
6,292 世帯	6,341 世帯

6 月 分 の 人 の 動 き

出生	9 人	転入	47 人
死亡	13 人	転出	53 人

● 霧島の山のホテルのはるけき
悠然と座す桜島の見ゆ 後藤 征子
待ち合わせ汗を拭きふき遅れ来る 田中 勢津子
友に文句も言えず手を振る 村上一恵
寝苦しく目ざめし夜はぐつしりと 汗かきておりシャワーを浴びる 梅雨明けクッション外せし藤椅子の網目の間より風吹き抜ける 吉住 利枝
● 水茎短歌会
火晴れ子に産土神のほととぎす 池田 幸利
夏月の赤く潤みて登山口 吉住 利枝
薄墨の雲覆ふ嶺梅雨に入る 池田 千恵子
● 浜木綿俳句会
葦平の妻へカタカナ文涼し 野口 加津美

俳句・短歌

町長への手紙・ご意見箱

芦屋町では、「まちづくりは町民全員が協働して行うもの」と考え、町政への提案や意見などをいただく「町長への手紙」と、「ご意見箱」があります。今回は、令和7年度にいただいた町長への手紙・ご意見箱の中から抜粋して紹介します。

▷問い合わせ シティプロモーション係 (☎223-3571)



手紙

遊具の整備や充実を図ってほしい。

近所の公園や小学校は、遊具が充実しておらず、遊ぶことができません。こどもが町で楽しく健やかに育っていくためにも、遊具の整備や充実を図ってほしいです。(30歳代・男性)

回答

修繕・撤去・更新は計画的に行っています。住んでいる地域の区長さんに相談してください。

遊具などの設置を含む公園の整備は、点検結果に基づき、修繕や撤去・更新の計画を立てて行っています。また、新しい遊具を設置するときは、公園のある地域（自治区）の区長と相談し、公園の利用者数なども確認しながら設置の検討を行い、計画的に公園整備を進めています。そのため、公園の整備については、住んでいる地域の区長さんに相談してください。(環境住宅課)

手紙

シニアカー購入補助金制度の導入をお願いします。

町の制度で運転免許証を返納した人にタクシーチケットの助成があるが、代替の1つとして、シニアカー購入補助金制度を導入してはどうでしょうか。(40歳代・女性)

回答

高齢者のシニアカー等購入費用の助成について、実施に向け検討していきます。

町としては、自動車を運転して外出することができない人は、シニアカーなどを利用することで、自分の好きなところに自由に移動ができ、自立した生活ができるようになって考えています。運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、高齢者の社会参加・自立した生活を支援するため、高齢者のシニアカー等購入費用の助成について、実施に向け検討していきます。(福祉課)

令和7年度 受付状況

■年代別受付人数

	町長への手紙		ご意見箱	
	受付(人)	構成比(%)	受付(人)	構成比(%)
19歳以下	2	3.3	1	10.0
20・30代	3	4.9	0	0
40・50代	13	21.3	3	30.0
60歳以上	26	42.6	6	60.0
不明	17	27.9	0	0
計	61	100.0	10	100.0

■性質別受付件数（1通に複数の内容あり）

	町長への手紙		ご意見箱	
	受付(件)	構成比(%)	受付(件)	構成比(%)
意見・提案	5	8.2	3	30.0
要望・苦情	52	85.2	7	70.0
お礼など	4	6.6	0	0
計	61	100.0	10	100.0

○町長への手紙やご意見箱は、町民の皆さんの声を町政に反映させるためのものです。まちづくりの提案や意見、日常生活の中で感じていることをお寄せください。

○町長への手紙やご意見箱は、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は、差出人へ返事を送ります。できるだけ、名前と住所などを記入してください。なお、誹謗中傷の類は受け付けません。

▷町長への手紙（用紙）の設置場所
役場2階企画政策課、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、芦屋東公民館

▷ご意見箱

町のホームページ（トップページ下部）にある町長への手紙（ご意見・ご提案）からお寄せください。

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223 - 0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223 - 1892
町民会館	☎ 223 - 0731	芦屋東公民館	☎ 222 - 1981
芦屋中央病院	☎ 222 - 2931	総合体育館	☎ 222 - 0181
中央公民館	☎ 222 - 1681	芦屋釜の里	☎ 223 - 5881
図書館	☎ 223 - 3677	芦屋歴史の里	☎ 222 - 2555

盆の救急医療はこちらへ

病院受診に持っていくもの

マイナ保険証または資格
確認書、医療証（高齢受給
者・ひとり親・こども・障
がい者）、または診療依頼
書（生活保護世帯）、普段
飲んでいる薬（おくすり手
帳）。乳幼児の場合は追加
で、母子健康手帳、紙おむ
つ、哺乳瓶、タオルなど

● 歯科

▽とき 午前10時～午後5時
受け付け時は事前に電話で
問い合わせてください。

▽当番医院 8月13日（金）・吉武
歯科医院（水巻町梅ノ木団地
☎202・6480）、14日（土）・
ほかじょう歯科医院（中間市
中央 ☎245・8900）、
15日（日）・三宅歯科医院（中間
市通合 ☎246・1181）

※急きよ医療機関
が変更になる場
合があります。
当番医院に連絡
がつかないとき
は、遠賀消防本部（☎293



・8123）または中間消防
本部（☎245・0901）
へ問い合わせください。

● 電話での問い合わせ制度

夜間の急な病気などのときに
適切なアドバイスを行います。

▽相談時間 月～土・午後6時
～10時、日祝日・午後5時～
10時

▽電話番号 遠賀中間休日急病
センター（282・9919）

● 救急車？病院？迷ったら

#7119

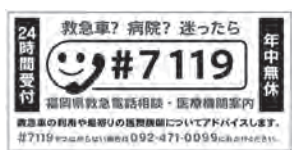
医師や看護師、
相談員などが24

時間365日休
制でアドバイス
します。また、
最寄りの医療機
関の案内も行い
ます。

▽とき 24時間年中無休

▽電話番号（#7119）ま
たは福岡県救急医療情報セ
ンター（092）471・

0099）
※重症のときは迷わず119



番へ連絡してください。

● 小児救急医療電話相談

こどもの急な病気やけがで心
配なときに相談してください。

▽とき 平日 午後7時～翌
日午前7時、土・日 正午～翌日
午前7時、月～土 午前7時～翌
日午前7時

▽電話番号（#8000）ま
たは福岡県小児救急医療電話
相談（092）731・4
119）

● Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、
該当する症状を画面上で選択
していくと、緊急度に応じた適
切な対応が表示さ
れます。事前にダ
ウンロードしてお
くと安心です。

町のホームページに
詳しい情報を
掲載しています。
不明な点がある場
合は、問い合わせ
てください。

▽問い合わせ 健康づくり係
（☎223・3533）



町ホームページ



Q助アプリ
ダウンロード



盆期間のお知らせ

盆のごみとし尿の収集

●ごみ 8月13日(困)

～15日(土)は、通常

どおりごみを収集
します。



●遠賀・中間リレーセンターへのごみの自己搬入

8月13日(困)～15日(土)は、通常どおり受け入れます。

●し尿 8月14日(金)は、し尿の収集を休みます。盆前に臨時くみ取りを希望する人は、7月31日(金)までに、直接、収集業者へ連絡してください。

【し尿収集業者連絡先】

(有) 環整 (☎2223・0402)

▽問い合わせ ごみ収集Ⅱ環境・公園係 (☎2223・3538)、

し尿収集Ⅱ下水道係 (☎2223・3549)

バスの運行ダイヤ

8月13日(困)～15日(土)

●芦屋タウンバス

Ⅱ土日祝ダイヤで運行

●芦屋町巡回バス

Ⅱ全て運休

●北九州市営バス



Ⅱ日曜・祝日ダイヤで運行

▽問い合わせ 芦屋タウンバス・

芦屋町巡回バスⅡ地域振興・交通係 (☎2223・3539)、北

九州市営バスⅡ北九州市交通局
向田営業所 (☎6911・0131)

子育て

病児・病後児保育室「ぞうさんルーム」を利用しませんか

病気のこどもを家庭で保育できない場合に、おなが病院内の保育室「ぞうさんルーム」で一時的に預かります。

▽対象 生後4カ月～小学校6年生
▽利用時間 月～金・午前8時5分～午後5時30分

※土日祝日・盆(8月13日～15日)・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

▽定員 3～5人(最大10人)

▽料金 無料

※別途給食代700円が必要ですが(おやつ代を含みます)。

▽利用手続き

※利用には事前登録・予約が必要です。

●子育て支援係窓口で事前に利用者登録

●登録書の写しと医療機関から発行された医師紹介カードをぞう

さんルームに提出

●入室時に申請書などの記入や看護師などからの聞き取り(20分程度)

※ぞうさんルームの予約・受付は、利用日の前日午後5時まで。

※当日利用の場合は、電話で問い合わせてください。

※予約をキャンセルする場合は、必ず連絡をしてください。

▽問い合わせ 子育て支援係(☎2223・3537)、ぞうさんルーム(おなが病院内)(☎281・3851)

一時保育を利用しませんか

保護者のリフレ

ッシュやさまざまな事情で、一時的に保育を必要とする乳幼児を保育園で預かります。



▽対象 原則6カ月児～就学前の

町内に住んでいる乳幼児

▽保育日時

●芦屋保育園Ⅱ月～金・午前9時30分～午後4時30分

●緑ヶ丘保育園Ⅱ月～金・午前9時～午後4時

※保育園の休園日を除きます。

▽利用料金

3歳未満児Ⅱ1時間500円

3歳以上児Ⅱ1時間400円

※おやつ代を含みます。別途給食費が1日300円かかります。

※利用には事前登録・予約が必要です。

▽申し込み 芦屋保育園(☎223・0343)、緑ヶ丘保育園(☎2223・1746)へ

ひとり親サポートセンター

ひとり親家庭を対象に、生活の困りごとや就業・養育費などの相談に応じます。離婚協議中の人も相談できます。

出張相談会

▽とき 8月21日(金)・午前11時～午後2時

▽ところ 役場4階

▽申し込み ひとり親サポートセンター 飯塚ブランチ(☎0948・21・0390)へ

※予約した人が優先です。

※LINE相談もありますので利用してください。



●養育費・ひとり親110番

弁護士による電話相談

▽とき 【偶数月】第3土曜日(8月は第4土曜日)の午前10時～

午後1時、【奇数月】第3水曜日の正午～午後3時

※専用の電話番号（☎092-724・2644）は当日のみ利用できます。

■弁護士無料法律相談

▽とき 毎月第1水曜日・午後1時～3時、毎月第2・4水曜日・午後6時～8時

※1人30分、前日までに予約が必要です。

▽ところ クローバープラザ（春日市原町）

▽問い合わせ ひとり親サポートセンター（春日センター）（☎092-584・3931）

■就業支援講習【医療事務講座】

▽講習日 9月11日

日・11月13日の毎週金曜日、計10日間・午前9時30分～午後3時30分



▽ところ 宗像総合庁舎（宗像市東郷）

▽定員 8人（託児あり）

▽受講料 無料

※教材費など8000円は自己負担です。

▽申込期限 8月30日

▽申し込み マンパワーグループ株式会社（☎092-741

・9531）へ

里親としてこどもを受け入れてくれる家庭を募集

里親支援センターリンクは、宗像児童相談所管轄の地域を対象とし、愛情深くこどもの育ちに寄り添える「里親さん」を必要としています。日本にはさまざまな事情により家族と離れて暮らすこどもが4万2千人いて、そのうち里親家庭で生活することも2割です。「あなた」にできる里親を考えてみ

ませんか。

▽問い合わせ 里親支援センターリンク（☎863・0515）

健康・福祉

みんなで元気になろうや！講座「高血圧の話と減塩食の試食」

高血圧は脳梗塞や虚血性心疾患、慢性腎臓病などの原因になります。高血圧とはどんな病気なのか、予防のための講話と試食があります。

▽とき 8月25日・午前10時（9時

45分から受け付け）～午後0時30分

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具、みそ汁（塩分測定を希望する人のみ）

▽申し込み 8月18日頃までに、二次元コードから。

または健康づくり係（☎223・3533）へ



申し込みフォーム

たんぽぽコーナー

対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」（☎221・2567）



8月の日曜開館日
9日・23日



♥ぼんちゃんのにこにこ絵本

▷とき 8月3日・午前11時～11時30分

♥作って遊ぼう（10組程度）

▷とき 8月4日・午前10時～11時
※7月21日頃から予約開始

♥絵本タイム

▷とき 8月21日・午前11時～11時30分

♥育児相談

【離乳食の日】（5組程度）
管理栄養士による離乳食の指導と進め方相談

▷とき 8月17日・午前10時～11時
※8月3日頃から予約開始

「出前たんぽぽ広場」についてのお知らせ

日頃からご利用いただきありがとうございます。公民館で行っていた「出前たんぽぽ広場」は諸事情により休止することになりました。再開する際は、お知らせします。



憩の家に涼みに来ませんか

町内に3カ所ある老人憩の家は、町内に住む60歳以上の人が無料で利用できます。

熱中症予防のために、暑い日には、冷房の効いた憩の家に涼みに来てください。

また、寿楽会館と山鹿荘にはWi-Fi環境を整備しており、スマートフォンの貸し出しも行っていきます。スマートフォンを持っていない人は、試しに使ってみませんか。すでに持っている人は、動画視聴などにも活用してください。

▽とき 国・土の午前10時～午後4時

※入浴は午前11時～午後4時

※8月13日(木)～15日(土)は休館です。

▽ところ

●寿楽会館（西浜町7番13号 ☎23・1343）

●山鹿荘（山鹿17番16号 ☎223・2561）

●鶴松荘（高浜町23番31号 ☎223・3379）

▽問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会（☎222・2866）、高齢者支援係（☎223・3536）

介護保険料が決定しました

65歳以上の人の令和8年度の介護保険料額決定通知書を7月下旬に郵送します。

介護保険料は、町税や世帯の状況などによって該当する所得段階を25区分に分けて決定されます。

介護保険制度は皆さんが納付する保険料で成り立つ制度です。保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

▷納付方法

●年金からの天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き（仮徴収）された保険料を差し引いた残りが、10月、12月、令和9年2月に年金から天引き（本徴収）されます。
※年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きになります。

●65歳になった人や福岡県介護保険広域連合に加入していない市町村から転入した人

65歳の誕生日または転入日から起算して、半年から1年後までに年金天引きが開始されます。それまでの間は、納付書や口座振替で納付してください。

●納付書や口座振替で納めている人

8月から令和9年3月まで引き続き納付書（期限内であれば全国のコンビニで納付可）や口座振替などで納付してください。

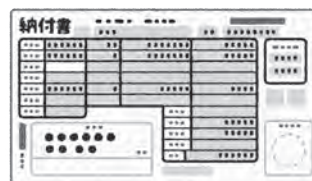
※納め忘れのない便利な口座振替などで納付してください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

※保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が増える場合があります。

▷問い合わせ 高齢者支援係（☎223・3536）または

福岡県介護保険広域連合総務課収納管理係（☎〈092〉981・9071）



オレンジカフェに 参加してみませんか

認知症の人や介

護をしている人、

地域の人や専門職

の人が気軽に集

い、交流を図りな

がらくつろぐ場所

です。音楽を使っ

た脳のトレーニング

の体験や専門職の人から認知症

や介護に関するアドバイスを受ける

こともできます。

▽とき 8月25日(木)・午前10時(9

時30分から受け付け)～11時

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 認知症の人や介護をして

いる人など誰でも参加できます。

▽内容 音楽脳トレ、座談会

▽参加費 無料

▽定員 10人

▽申し込み 8月18日(木)までに高齢

者支援係(☎223・3536)へ

◎9月29日(木)午前10時～正午に中

央公民館で認知症家族の会あし

や主催の認知症カフェ「みんな

で手打ち!うどんカフェ」が開

催されます。詳しくは、認知症

家族の会あしや萩原さん(☎2

23・5048)へ問い合わせ

てください。



差別をなくすために 第494号

芦屋町人権・同和教育研究協議会

▷問い合わせ 社会教育係

(☎223・3546)



「誰もが暮らしやすい社会へ ー障害者差別解消法を知ろうー」

障害者差別解消法は、平成28年(2016年)に施行され、障がいを持つ人々が社会で平等に参加し、生活できるようにするための重要な法律です。この法律は、障がい者に対する差別を禁止し、障がい者とその能力を最大限に発揮できるようにするための措置を講じることを目的としており、特に雇用、教育、公共サービス、交通などの分野において、障がい者が平等にアクセスできる環境を整えることが求められています。

障害者差別解消法の具体的な主な内容は次のとおりです。

1 差別の禁止

障がい者に対する不当な差別を禁止し、障がい者が平等に社会参加できる権利を保障します。これには、雇用における差別や、公共施設へのアクセスに関する差別が含まれます。

2 合理的配慮の提供

障がい者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、必要な合理的配慮を提供することが求められています。例えば、職場での特別な設備の提供や、教育機関での支援がこれに該当します。

3 啓発活動の推進

障害者差別解消法は、障がい者に対する理解を深め、差別を解消するための啓発活動を推進することも重要な目的としています。地域社会や企業において、障がい者に対する理解を深めるための研修やセミナーが行われています。

4 相談窓口の設置

障がい者やその家族が差別を受けた場合に相談できる窓口が設置されています。これにより、具体的な問題に対して適切な支援を受けることが可能となります。

住民一人一人が、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて行動することが重要です。例えば、地域のイベントや活動に障がい者が参加できるように配慮したり、障がい者の声を聞く機会を設けたりすることが考えられます。

また、企業や団体においても、障がい者を雇用することや、障がい者が利用しやすいサービスを提供することが求められています。これにより、障がい者が社会で活躍できる場を広げ、地域全体の活性化にもつながります。

私たちの社会が真に共生社会となるためには、障害者差別解消法の趣旨を理解し、実践することが不可欠です。私たちの行動が、未来の社会をより良いものにするための第一歩です。障がい者に対する理解を深め、差別のない社会を築いていくことを目指していきましょう。



相談・募集

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎8月6日(木) 橋本 求 相談員

◎8月20日(木) 土肥 孝明 相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員 (幸町8番18号 ☎23・3203)

◎土肥相談員 (浜口町4番12号 ☎222・0044)

無料法律相談

▽とき 8月18日(木)・午後1時30分～4時30分(時間指定不可)

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(組) (事前申し込み先着順)

▽申し込み(予約) 8月3日(木)から庶務係(☎223・3572)へ

※予約は、1つの相談内容につき1枠です。

※相談時間は1人(組)30分です。遅れるときや予約の取り消しを

するときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持ってきてください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種案件の反復的・継続的な相談は受け付けていません。

「福岡いのちの電話」ボランティア募集

「いのちの電話」は、さまざまな悩みや不安を抱え、生きる力を失いかけている人たちに、電話を通して寄り添いともに助け合うボランティア活動です。雇用不安や物価高騰による生活不安、孤立孤独など多くの相談があり、いのちの電話の役割は大変重要となっています。

養成講座を受講した後、電話実習を行い電話相談ボランティアとして認定されます。あなたも、「福岡いのちの電話」の活動を一緒にしませんか。

▽養成期間 10月7日(木)～令和9年8月4日(木)(年末年始は休み)

▽ところ 九州キリスト教会館内(福岡市中央区)

▽内容 講義15回・演習6回(平日午後6時30分～)、宿泊研修2回

芦屋町職員募集

芦屋町は次のような人材を求めています。

- ・何事も「楽しく真剣に」取り組める人
- ・「チームワーク」を大切にできる人
- ・「相手の立場になって考える」ことができる人
- ・明るい「笑顔」であいさつができる人
- ・変化を恐れず「前向きに行動」できる人



職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職	3人程度	平成8年4月2日以降に生まれた人
学芸員	1人程度	次の要件をいずれも満たす人 ・昭和63年4月2日以降に生まれた人 ・大学、大学院で考古学を専攻した人、または同等の知識を持つ人 ・学芸員の資格がある人、または令和9年3月31日までに取得する見込みの人
1次試験	試験日	9月2日(木)～26日(土)のうち、受験者が選択する日時
	試験会場	受験者が選択するSPIテストセンター会場(福岡常設会場など全国の指定会場)
	試験科目	SPI3(総合適性検査) ※総合適性検査=能力検査、性格検査

▷申し込み 7月24日(木)～8月14日(木)に、人事係(☎223・3574)へ

※詳しくは試験案内を見てください。

※試験案内と申込用紙は総務課窓口にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。

▽受講料 2万円(宿泊研修は実費負担)

▽応募資格 23歳以上

▽募集定員 30人

▽応募締め切り 8月31日(日)

▽問い合わせ 福岡いのちの電話事務局(☎092)713・4343) 午前9時～午後5時

チャレンジショップ 出店者募集

▽対象者 20歳以上の飲食店の営業経験のない個人で、チャレンジショップ出店期間終了後に、芦屋町内で創業を予定している人

▽募集期間 6月29日(日)～8月14日(金)

▽店舗などの賃料 月額5000円

▽申し込み 申込書に必要事項を記入のうえ、商工観光係へ郵送または窓口持参してください。

※申込書は産業観光課窓口、商工会、観光協会にあります。

また、町のホームページからダウンロードできます。



町ホームページ

▽審査方法 申込者本人に、提出した応募書類に基づき、審査員へのプレゼンテーションを行っていただきます。審査員は、聞き取った内容を総合的に審査し、

出店者を決定します。

※審査日程は申込者に通知します。

※詳しくは町ホームページの出店者募集要項を確認してください。

▽問い合わせ 商工観光係(☎223・3542)

計量モニターを募集します

福岡県計量検定所が計量思想の普及、啓発のために計量モニターを行います。モニターの人には、モニター期間中に普段の買い物で購入した商品をはかりで計量し、その結果を記録してもらいます。記録は、福岡県計量検定所が適正な計量の実施を促すために活用します。

▽対象者

次の①～④すべてを満たす人

①18歳以上の町内に住んでいる人

②食料品を日常的に購入し、計量と記録ができる人

③計量モニターとして誠意をもって従事できる人

④事前説明会および報告会に出席できる人

▽モニター期間

9月12日(土)～10月11日(日)

▽謝礼金

1万円(報告会後に支払い)

※著しく調査件数が少ない場合は

減額される場合があります。

※事前説明会・報告会へ出席する際の交通費の支給はありません。

▽申し込み 商工観光係へ郵送または窓口持参してください。

※申込書は、産業

観光課窓口にあ

ります。また、

町のホームページ

ジ、福岡県計量

検定所ホームペ

ージからダウン

ロードできます。

▽定員 30名(応募多数の場合は抽選)

▽申込期間 8月3日(日)～21日(金)

▽決定の通知 福岡県計量検定所から、9月3日(日)までに通知します。

▽事前説明会 9月11日(金)・午後1時30分～3時30分

▽報告会 11月26日(日)午後1時30分～3時30分

▽ところ 遠賀町役場 別館 第4会議室

▽問い合わせ 商工観光係(☎223・3542)

市町村対抗「福岡駅伝」 出場選手を募集します

県内60市町村が集まり競い合う市町村対抗「福岡駅伝」に出場す

る選手を募集します。芦屋町の代表として、走ってみませんか。

▽とき 11月15日(日)

▽ところ 県営筑後広域公園(筑後市津島)

※町からマイクロバスで移動します。

▽対象 町内に住んでいる、または勤務している人

▽定員・区分 中学生男女各1人、ジュニア(中学1年生～18歳)

男女各1人、一般男子(19歳以上)

2人、一般女子(19歳以上)1人、シニア(40歳以上)1人

※応募多数の場合は選考を行います。

▽申し込み 8月14日(金)までに、社会教育係(☎223・3546)

または体育協会(☎222・0188)、総合体育館(☎222・0181)へ申込書を提出してください。

※申込書は生涯学習課窓口、体育協会、総合体育館にあります。

また、町ホームページからダウンロードできます。

※町ホームページの申し込みフォームから申し込むこともできます。

▽問い合わせ 社会教育係(☎223・3546)

※詳しくは、町ホームページを見てください。



お知らせ

芦屋町の人権擁護委員紹介

令和8年7月1日に黒岩 綾美さん（花美坂）が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。任期は令和11年6月30日までです。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱される民間ボランティアで、町内では黒岩さんのほか、松田 義春さん（山鹿）と田中 信代さん（大字山鹿）の2人がおり、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしています。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係（☎2223・3530）

令和7年国勢調査の人口速報集計結果公表

国勢調査の人口速報集計結果（速報値）が、国から公表されました。芦屋町の人口は1万2303人です。



調査へのご協力、ありがとうございました。

※後日公表される確定数は、調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計・公表されるため、速報値とは必ずしも一致しません。

▽問い合わせ 企画係（☎2223・3570）

労働力調査にご協力を

総務省と福岡県が行う労働力調査は、国の雇用や失業の実態を明らかにする重要な統計調査です。

調査員が皆さんの自宅を訪問したときは、調査への回答をお願いします。調査員は必ず福岡県の調査員証を携帯しています。かたり調査に注意してください。

▽調査期間 8月～12月

▽調査地区 江川台の一部

▽問い合わせ 福岡県総務部調査統計課調査第一班（☎092・6511・1111）

ダンボールコンポスト講座

家庭から出る生ごみを減らす方法の一つとして、ダンボールコンポストの活用があります。ダンボールの中に入れた基材と



野菜くずなどの生ごみを混ぜ合わせることで、微生物が生ごみを分解し堆肥化させます。できあがった堆肥は家庭菜園などに活用でき

ます。今回は小学生向けの講座を行います。夏休みの自由研究のテーマとしてもおすすめです。

▽とき 8月4日（日）午後1時30分から

▽ところ 中央公民館2階

▽参加費 無料

▽定員 15組程度

▽申し込み 7月29日（金）までに、環境・公園係（☎2223・3538）へ

町民会館大ホール利用制限のお知らせ

町民会館では、大ホール内の改修工事を行う予定としています。これに伴い、期間中は、町民会館大ホールを使用することができません。利用者の皆さんにはご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※町民会館は、大ホール以外の会議室などは利用できます。

▽期間 9月1日（日）～12月18日（金）まで

※期間は、変動する場合があります。

▽問い合わせ 社会教育係（☎223・3546）

栃木県佐野市との青少年交流事業報告会を開催します

茶の湯釜の名器を生んだ、同じ

歴史文化をもつ佐野市と芦屋町。今年は、芦屋町の小学5年生と中学2年生が佐野市を訪問しました。写真や参加者の感想を交えて交流の様子を紹介いたします。気軽に参加してください。



▽とき 8月29日（日）午前10時30分～11時30分

▽ところ 中央公民館2階

▽申し込み 不要

▽問い合わせ 社会教育係（☎223・3546）

第16回芦屋町民チャリティゴルフ大会

▽とき 9月23日（日）午前8時スタート

▽ところ チサンカントリークラブ 遠賀（遠賀町虫生津）

▽参加資格 町内に住んでいる、または勤務している人

▽定員 120人、30組（先着順）

▽参加費 2000円

▽プレー費 1万3000円（昼食・手土産付き）

▽申し込み 8月31日（金）までに芦屋町体育協会（☎・ファクス222・0188）へ

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 8月3日(月)・4日(火)・5日(水)の日没～午後9時ごろ（予備日＝6日(火)・18日(火)～20日(木)・24日(月)～27日(木)・31日(月)）

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(火)・(水)・(木)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223・0981内線254)

マイナンバーカードの 休日窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの申請や受け取りができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 8月29日(土)、午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。



マイナンバー休日窓口
ホームページ

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は、申請時に無料で撮影）、通知カード、本人確認書類

【受け取り】

交付通知書、通知カード、本人確認書類

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、資格確認書などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係 (☎223・3531)



飲酒運転は、絶対しない！ させない！許さない！ そして、見逃さない！

8月25日(火)～31日(月)は、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく飲酒運転撲滅週間です。

飲酒運転は重大な犯罪であり、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者だけでなく、双方の家族の生活まで大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、身近な人と呼びかけあって、みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

▷問い合わせ

地域振興・交通係 (☎223・3539)



みんなのねんきん

国民年金保険料の免除や 納付猶予期間がある人は 追納をおすすめしています

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る年金額が低額になります。

そこで、年金額を増やすために、免除などを受けた月の前10年以内までさかのぼって古い月分から納付（追納）することができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早目の追納をおすすめします。

▷問い合わせ

八幡年金事務所国民年金課 (☎631・7962)
保険年金係 (☎223・3532)



お知らせ

町民体育祭の プログラム説明会を開催

10月11日(日)に総合運動公園中央グラウンドで第69回芦屋町町民体育祭を行います。今年は自分たちでチームを結成して各種目に出場することが出来ます。町民体育祭当日の予定スケジュールや競技説明を行いますので、参加を予定している団体やチームの代表者の人は、プログラム説明会へ出席してください。

- ▽とき 8月6日(金)午後7時(6時30分から受け付け)
- ▽ところ 町民会館 大ホール
- ▽内容 町民体育祭のプログラム説明・質疑応答
- ▽問い合わせ 社会教育係(☎23・3546)

町民体育祭への 出店者募集と協賛のお願い

会場で出店いただける露店出店者を次のとおり募集します。

また、町民体育祭を盛り上げるため、各種競技や抽選会の商品を協賛していただける事業所や個人を募集します。

1 出店

- ▽出店日 10月11日(日)・午前9時～午後12時50分(予定)
- ▽出店場所 総合運動公園中央グラウンド
- ※出店場所の詳細は、後日抽せん決定します。
- ▽出店数 5店舗程度
- ▽出店品目 軽食、飲み物(アルコール可)など
- ▽出店料 1000円(1店舗あたりの貸しスペースは約20㎡)
- ※対象は露店営業許可を取得している事業者に限ります。
- ※テントは各自で用意してください(車での販売も可能です)。
- ※発電機は無料で貸し出します。
- ▽申し込み 8月10日(金)までに
- ◎商工会会員⇨芦屋町商工会(☎222・2111)へ
- ◎その他の団体・個人⇨社会教育係(☎223・3546)へ
- 2 協賛
- ▽申し込み 8月17日(土)までに、社会教育係(☎223・3546)へ

特別展「あしやんなーれ」 みんなの美術展」作品募集

ギャラリーあしやでは、11月21日(土)～12月20日(日)開催予定の「あ

しやんなーれ」みんなの美術展」で作品展示をするアーティストを募集します。絵画・書・写真・立体・工芸・イラストなど幅広いジャンルの作品を待っています。



- ▽展示スペース 1スペースにつき、高さ260cm×幅230cm×奥行200cm
- ▽定員 15組
- ※1組1～3人程度の参加が可能です。
- ※募集人数を超えた場合は抽選し、後日結果発表を行います。
- ▽募集期間 8月20日(金)～10月11日(日)・午前9時～午後5時
- ▽申し込み ギャラリーあしや(中央公民館3階☎221・1681)
- ※月曜日は休館です。

あしや文化祭参加者募集

- 【作品展】
- ▽とき 10月31日(土)、11月1日(日)
- ▽ところ 中央公民館
- 【募集作品】
- ①一般作品
- ▽内容 絵画、水墨画、書道、写真、陶芸など
- ▽参加費 1000円(中学生以下は無料)

②こども書道

- ▽対象 町内に住んでいる幼児・中学生
- ▽参加費 無料
- ※課題・用紙は学年により異なるため、事務局に問い合わせてください。
- ▽申し込み ①②ともに、9月1日(金)、2日(土)、4日(日)・午前9時から午後4時までに、芦屋町文化協会事務局(☎222・1681)へ

芦屋町国際交流協会

●サマースクール

- ⇨外国人留学生と遊ぼう、芦屋町国際交流協会では、外国人の留学生を迎え、ゲームを交えたこども向けイベントを行います。夏の思い出にいかがですか。
- ▽とき 8月30日(日)・午前10時30分～正午ごろ(午前10時から受け付け)
- ▽ところ 中央公民館2階
- ▽参加費 無料
- ▽対象 小学4年生～6年生
- ▽定員 30人(先着順)
- ▽募集期間 7月25日(土)～8月22日(土)
- ▽申し込み 二次元バーコードから。



申込フォーム

生活応援商品券発行事業

住民1人につき1万円の商品券

物価高騰によってさまざまな影響を受けている住民の皆さんに、町内で使える商品券1万円分を給付します。

▷対象者 6月末日時点で芦屋町に住民登録がある人

※ただし、同年7月15日までの間に、亡くなられた人、転出確定者（他自治体からの転入通知を受けた人）、職権消除者（職権により住民票を消除された人）を除く。

▷給付額 対象者1人につき1万円分（商品券500円×20枚）

▷配布方法 9月中旬から順次、世帯主宛てに「ゆうパック」で送付します。

※配布完了まで2週間程度かかります。

※受け取りを辞退する人は、8月21日迄までに連絡してください。

▷使用期限 10月1日（日）～令和9年2月28日（日）

▷問い合わせ 商工観光係（☎223-3542）



ルールを守って正しいごみ出しを！

みんなでごみ出しのルールをしっかりと守って、清潔で美しいまちを目指しましょう

【ごみ出しの基本的なルール】

▷問い合わせ 環境・公園係（☎223-3538）

ごみは決められた収集日当日の午前7時～8時に出してください。



ごみは決められたごみ集積所に出し、他の市町村に持ち込むことなどは、絶対にしないでください。法律で禁じられており、不法投棄として罰せられることもあります。



ごみを出すときは、袋の口をしっかりと結び、運搬時やごみ収集車への積み込みの際にごみがこぼれたり風で飛散したりしないようにしてください。ごみが飛散すると近隣の人の迷惑になります。

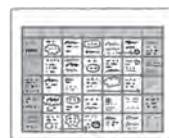
ごみはきちんと分別し、指定袋に入れて出してください。違反ごみ（指定袋に入れていないごみや、分別ができていないごみなど）は収集されません。収集されなかったごみは、出した人が持ち帰り、家庭ごみ分別ガイドブックを参考にして、正しく分別して出し直してください。



ネットを設置しているごみ集積所では、ごみをネットの中にきちんと入れてください。野良猫やカラスなどに荒らされ、ごみが散乱する原因になり、近隣の迷惑になります。



日曜・祝日はごみ収集を行いません。ごみ出し日の変更などは、広報折り込みの情報カレンダーで確認してください。



自宅の外でごみを保管するときは、動物による被害を防ぐため、袋のまま放置せず、ごみ箱に入れるなどの対策をお願いします。



お知らせ

中央公民館講座

①夏を彩る苔玉作り

野山に咲く草

花を使って、自分流の苔玉を作ります。うまく作るコツや管理方法を優しく、丁寧に教えます。できあがった苔玉は持ち帰りできます。玄関や居間に、自作の苔玉で彩りを添えてみませんか。



▽とき 8月23日回・午前9時30分～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 吉岡学さん（樹木医）

▽定員 20人（事前申し込み先着順）

▽参加費 1500円（材料代）

▽申し込み 7月28日頃から・午前9時～午後5時の間に（☎22・1681）または中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

※月曜日は休館です。

②スマホ実践講座Ⅰ（オンライン予約編）

自分のスマートフォン（スマホ）を使って、インターネットを活用

した飛行機や列車の予約など、日常生活に役立つ使い方を学びます。5回連続講座です。

▽とき 9月1日～10月6日の毎週 午前10時～正午（全5回）※9月22日を除く

▽ところ 中央公民館4階

▽講師 石田恵さん（アーニストカンパニー）

▽対象 町内に住んでいて、入力や検索などの基本操作ができ、活用方法を学びたい人

※申し込み締切日に定員に達しなかった場合は、町外の人も先着順で受講できます（受付期間は町内の人と同じ）。



▽定員 15人（事前申し込み先着順）

▽申し込み 7月26日回～8月4日回・午前9時～午後5時の間に電話（☎2222・1681）または中央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

※月曜日は休館です。

※月曜日は休館です。

※月曜日は休館です。

立秋呈茶

秋の気配を感じながら抹茶を一期いかがですか。

▽とき 8月13日回～16日回・午前9時30分～午後4時30分受け付け

▽ところ 芦屋釜の里立礼席（りゅうらいせき）

▽内容 立礼席での呈茶（和菓子と抹茶）

※お点前はありませぬ。

▽料金 18歳以上900円、小・中・高校生500円（入館料とお茶代）、未就学児400円（お茶代）

▽問い合わせ 芦屋釜の里（☎223・5881）

芦屋釜の里茶道ミニ講座

●「抹茶を楽しむ」

抹茶の選び方や産地、点て方、飲み方などを学ぶ講座を開催します。

▽とき 9月6日回・午前10時～11時30分

▽ところ 芦屋釜の里

▽対象 中学生以上

▽料金 18歳以上900円、中・高校生500円（入館料を含む）

▽定員 8人（申込先着順）

▽申し込み 8月23日回～30日回・午前9時30分～午後5時の間に芦屋釜の里へ（☎2223・5881）へ

※月曜日は休館です。

広告

芦屋町の建築・不動産のことは
一級建築士事務所
山元建設株式会社
～芦屋町で1964年創業
四世代で地域の家を守る～
☎093-223-1006

本社：芦屋町白浜町1番4号
事務所：岡垣町糠塚1325番12

ネットからの
お問合せはこちら▶



建築

リフォーム
リノベーション

解体工事
ブロック塀撤去

注文住宅

補助金あり

外壁・屋根塗装

外構工事
（駐車場増設工事）

不動産

相続・空き家

不動産売却

土地探し
新築戸建て

不動産買取

遺品整理
生前整理

あしやんペイ3次販売のお知らせ

35%プレミアム付きキャッシュレス商品券「あしやんペイ」の3次販売を実施します。

今年既に「にこにこ商品券」や「あしやんペイ」を購入した人も追加で購入できます。



コモニー (commoney) アプリ上にて先着順で販売します。

※購入するには、スマートフォンに、コモニーのアプリをダウンロードする必要があります。

※詳しくは「あしやんペイ」専用サイトを確認してください。



「あしやんペイ」専用サイト

▽販売日 8月3日(月)・午前10時から(先着順)

※売り切れ次第終了

▽問い合わせ

①アプリのダウンロードや購入方法

あしやんペイコールセンター

(☎050・3176・2070)

午前9時～午後5時(土日祝日含む)

②事業全般

芦屋町商工会(☎222・2111)

午前9時～午後5時(土日祝日除く)

芦屋町公式SNS

■ Facebook



■ LINE



■ Instagram



町の各種 SNS でも
情報発信中！
友達登録して確認
してっちゃ！

消費者ホットニュース

ネットの旅行予約は慎重に！

<事例1>

旅行予約サイトでホテルを予約した。直後に日付けの間違いに気づきキャンセルしたが「返金不可」と表示があった。

<事例2>

海外事業者が運営する旅行予約サイトで、ホテルと航空券を同時に予約した。「〇月〇日まではキャンセル無料」と表示されていた。都合が悪くなりキャンセルしたところ、ホテルは問題なく無料でキャンセルできたが航空券のキャンセル料は100パーセントかかった。サイトに問い合わせると、ホテルと航空券は別事業者なので対応が違うと言われた。納得できない。

<アドバイス>

- 「キャンセル料が100パーセントかかる」という条件で契約した場合、代金は返金されません。
- ホテルと航空券をセットで予約した場合、キャンセル料などの契約条件は別々であることが一般的です。
- 日本語表示のサイトでも、海外事業者が運営している場合があります。カスタマー対応の窓口を設置していても日本の時間帯に合わない場合や、対応言語が異なることもあり、交渉が進まない可能性があります。
- 旅行予約サイトを利用する際には、サイト運営事業者の情報を入手し、申し込みを完了する前にキャンセルの条件や契約内容などを確認し、入力ミスにも注意しましょう。

▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口 (☎223・3543) ※環境住宅課内



お知らせ

住民監査請求の監査結果 (概要) の公表

地方自治法に基づき、監査委員に対して住民監査請求書が2件提出されたので、監査の結果(概要)を公表します。

なお、町ホームページに監査結果の全文を掲載しています。



住民監査請求結果
町ホームページ

① 町が実施を予定している 芦屋港ボートパーク交流 エリア整備工事について

1 請求人 (略) 2 請求書の提出

令和8年4月23日に提出があり、要件審査を行い4月30日に受理した。

3 請求の要旨 (要約)

町が実施を予定している芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事について

◎町には当該土地を使用する法的権原の根拠が存在しない

◎町が整備主体となる法的根拠及び費用負担の法的根拠が存在しない

◎県と町との間の基本協定は協議

の枠組み及び管理運営に関する基本的事項を定めたにすぎず、施設整備の権原、整備主体、費用負担及び精算方法等を具体的に確定するものではない

◎法的拘束力を有する事務委託は成立していない

◎施設の所有及び管理主体が県であるにもかかわらず、町が整備費を負担することは受益と負担の均衡を欠く

◎管理主体でない町が法的根拠を欠いたまま施設整備費を負担することは、公金支出の必要性及び公益性の原則に反し、不当な支出に該当する

◎法的根拠が不明確なまま、長年にわたり調査・設計・機能検討が積み重ねられ、最終的に今回の2億2990万円の施設整備へ進行している点に重大な問題があるとし、公金支出の差し止めと財産管理を怠る事実があると主張する

4 監査対象事項

請求人の主張が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて監査した。

5 監査対象課

芦屋港活性化推進室

6 監査の概要

請求人による証拠の提出及び陳述の実施、監査対象課及び福岡県北九州市土整備事務所の調査を実施した。

7 監査の結果

本件請求は理由がないため、棄却する。

8 監査委員の判断

①土地使用権原及び整備主体の法的根拠について

現在、港湾法第37条に基づく協議が進められており、町は必要な協議書等の取り交わし後に工事へ着手する予定としている。また、地方自治法(以下「法」という。)第252条の14に基づく事務委託を行う旨を含む芦屋港の管理運営に係る基本協定(以下「基本協定」という。)が締結され、その後、県と町との間の芦屋港港湾施設の委託に関する規約(以下「委託に関する規約」という。)も制定及び施行されている。県及び町の役割分担並びに事務執行の法的整理が段階的に進められていると認められる。

②費用負担及び事務委託の法的根拠について

基本協定及び委託に関する規約に基づき、県及び町の協議により進められている。直ちに財務会計上著しく合理性を欠く違法又は不当な支出であると認めることはできない。

きない。
③基本協定について

より明確な整理が望ましかったと考えられる点は否定できない。

一方で、本件施設整備は、関係機関との協議、予算措置及び議会の議決を経て実施されようとしているもので、その意思決定過程に著しい不合理があったとまでは認められない。協定内容の不備は、直ちに財務会計行為自体の違法性を基礎づけるものではなく、行政運営上の改善課題として評価されるべき側面を有する。

④法252条の17の2の該当性について

法252条の17の2に規定する事務処理の特例は、都道府県の権限に属する事務そのものを市町村が自己の権限として処理することとする場合を対象とする。本件は、県及び町の間で締結された基本協定において、法252条の14に基づく事務委託を行う旨が明示されているほか、委託事務においては県及び町が協議して定めるものとされ、その後、委託に関する規約も制定及び施行されている。また、本件施設に係る所有及び管理主体は引き続き県にあり、県の権限そのものが町へ包括的に移転されたものと認めることはできない。

⑤怠る事実の該当性について

「怠る事実」とは、財産管理又は財務会計上必要な措置を違法又は不当に講じない状態をいう。しかし、本件においては、町は関係法令に基づく協議、基本協定の締結、委託に関する規約の制定等を通じ、必要な法的整理及び制度的対応を進めている。違法に財産管理を怠る事実が存在するとは認められない。

9 監査委員の意見

基本協定は、事業実施自体を否定すべき違法性を有するものではないが、将来的な財産負担及び管理責任の帰属に関し、解釈上の疑義を残している。覚書または確認書等により、責任分担及び費用負担の内容を明文化し、後日の紛争防止及び住民に対する説明責任の確保に努めるよう意見を付す。

②町有地である水路について

1 請求人（略）

2 請求書の提出

令和8年4月30日に提出があり、要件審査を行い5月8日に受理した。

3 請求の要旨（要約）

町有地である水路について、第

三者により無許可で埋め立てが行われ、水路機能に影響が生じている可能性があるにもかかわらず、町が長期間これを把握せず、また発覚後においても十分な調査及び検証を行っていないことは、町有財産の管理として不適切であり、違法又は不当な財産管理に当たると主張する。

4 監査対象事項

請求人の主張が財産の管理を怠る事実該当するか否かについて監査した。

5 監査対象課

産業観光課

6 監査の概要

請求人による証拠の提出及び陳述の実施、監査対象課の調査、及び現地確認を実施した。

7 監査の結果

本件請求は理由がないため、棄却する。

8 監査委員の判断

法第242条に基づく住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計上の違法又は不当な行為若しくは怠る事実について監査を求める制度であり、行政運営上の説明の十分性や一般、私人間の権利利益に関する紛争そのものを直接に対象とするものではない。

監査の結果によれば、町は、本

件埋立ての発覚後、現地確認等を実施し、埋立ての状況、周辺状況及び原因者の確認を行うとともに、原因者による原状回復に向けた協議及び調整を進めていることが認められる。

また、令和6年1月に行われた前回監査請求においても、これらの対応状況を踏まえ、町が必要な調査及び対応を実施しているものと認定され、令和6年3月18日に請求には理由がないとして棄却されている。

請求人は、なお、水路機能への影響について更なる調査及び検証が必要である旨主張する。しかしながら、請求人からは、既に提出された調査及び確認内容が著しく不合理又は不十分であることを具体的に裏付ける客観的資料又は新たな証拠は示されていない。

本件においては、町が全く調査又は検証を行っていない事実は認められず、また、原因者の特定及び原状回復に向けた対応も継続して行われていることから、町が本件を放置していると評価することはできない。

さらに、請求人が主張する「説明が不十分である」については、住民対応又は行政運営上の問題として論じ得る余地はあるとしても、

それ自体が直ちに違法又は不当な財産管理行為に該当するものではない。

また、請求人所有地への影響が継続しているとの主張についても、その具体的権利利益に関する問題は、私人の権利関係に関わる側面を含むものであり、住民監査請求制度により直接解決される性質のものではない。

9 監査委員の意見

本件埋立て箇所については、現在においても原状回復が完了しておらず、不法状態が継続していることは否定できない。

町においては、既に原因者を特定し、原因者負担による原状回復に向けた対応を進めているところではあるが、町有財産である水路の適正管理及び公共機能の確保の観点からは、可及的速やかに具体的な正措置が実現されることが望まれる。

また、本件のように、住民に対し長期間不安や疑念を生じさせる状況が継続していることを踏まえれば、関係住民に対する経過説明及び情報提供についても、可能な範囲で丁寧な対応に努められたい。

▽問い合わせ 監査事務局



私たちの手で支えあいの地域をつくる

▶問い合わせ

芦屋町社会福祉協議会 (☎222-2866)

福祉教育とは

福祉教育は、住民参加の地域福祉の基盤づくりに欠くことのできないものであり、ともに支えあう心豊かな地域社会の実現に向けて大きな基礎になります。

福祉教育教材「ともに生きる」

福祉教育教材「ともに生きる」は、こどもたちの関心を引きつけ、自ら考える力を養い、自然に思いやりの心を育むことを目指して作成されています。芦屋町社会福祉協議会では、町内の小学4年生に配布して活用してもらっています。

その内容の一部を紹介します。



公民館のおじさんありがとう

「おはよう」今日も、おまわりさんがぼくたちの横断を見守ってくれています。
「右、左、右を見て、今日も安全に登校するんだよ」

～中略～

4月のある日曜日、子ども会の「新一年生かんげい会」があり、こういち は地域の公民館に行きました。「やあ、こうちゃん、こんにちは」と、聞きなれた声でしたので、声のする方を見ると、毎朝横断歩道であいさつをかわすおまわりさんでした。

～中略～

「おじさんは、おまわりさんじゃないんだよ。おじさんの仕事はこの公民館の管理人なんだよ」と、教えてくれました。

その日の夕食のときに、家族に公民館のおじさんのことを話しました、すると、「中村さんだろう。父さん、よく知っているよ。中村さんは仕事のほかに、この町のみんなの安全を守りたいと思って、交通指導員というお仕事を、ボランティアでしているんだよ。だから、朝は、雨の日も冬の雪の日も、子どもたちのために学校の前の横断歩道に立ってくださっているんだよ。夕方には、中村さんは青パトにも乗って、地域の安全を守っているんだよ」と、お父さんが言いました。

～中略～

こういち は、公民館のおじさんの中村さんがとてもすごい人に思えてきました。

何日かたったある日の下校中、交差点でとまっている青パトを見つけました。こういち は、思わず青パトにかけ寄って運転席を見ると、中村さんでした。中村さんは、ぼくに気付くとすぐにまどを開け、「やあ、こうちゃん。気をつけて帰るんだよ」と、朝と同じように明るく声をかけてくれました。こういち は、「はい、わかりました」そして、「中村さん、いつもぼくたちのためにありがとうございます」と、元気にお礼を言いました。

青パトに乗っている中村さんを見送りながら、こういち は、中村さんのような人がいるこの町が、ますます大好きになりました。



※社会福祉法人福岡県社会福祉協議会が発行した福祉教育教材『ともに生きる』より一部抜粋。

※中村さんのような人が芦屋町にもいます。あなたのまわりに思い浮かびますか？
そして、その人にどんなありがとうを伝えたいですか？

芦屋歴史紀行

その三百六十三

芦屋歴史の里では、7月18日^①から8月23日^②まで、「マンガで学ぶ芦屋の歴史パネル展」を開催しています。開催にあわせて、マンガに登場する芦屋町の鉄道について、紹介します。

○芦屋鉄道

芦屋鉄道は、大正4（1915）年から昭和6（1931）年まで芦屋町を走っていた軽便鉄道^{けいべん}です。軽便鉄道とは、レールの左右幅^{きかん}（軌間）が狭い小型鉄道のことを言います。

芦屋鉄道は、西芦屋駅（現在の芦屋町役場付近）から遠賀川駅までの約13・6キロメートルを結ぶ路線でした。駅は西芦屋、東芦屋、浜口、島津、鬼津、松ノ元、遠賀川の7駅が設置されました。機関車に連結する車両



△西芦屋駅 構内

は客車1両、貨車1両で、夏の海水浴シーズンには客車を2両に増やして運転しました。西芦屋駅から遠賀川駅の間の運賃は片道15銭で、一日6往復の運行でした。

○芦屋鉄道ができるまで

芦屋町では、早くから遠賀川・折尾方面に通じる交通機関の設置が考えられましたが、町として実現することが困難な状況でした。そのため、明治44（1911）年に町内の有志たちが発起して、芦屋軌道株式^{きどう}会社を設立、軽便鉄道敷設^{ふせつ}に乗り出しました。大正元（1912）年に軽便鉄道敷設の認可が降りた後、社名を芦屋鉄道株式会社と改め、本格的な準備がはじまりました。大正3（1914）年に軌道の起工式が執り行われて、工事が始まり、大正4（1915）年3月中旬に完成しました。総工費は当時のお金で9万9741円でした。そして、4月12日に開通式が挙行され、その日は町を挙げてのお祭り騒ぎだったといえます。翌日13日より、営業が開始されました。

○16年という短い運行期間

芦屋鉄道は、大正4年から昭和6年の16年という短い運行期間でした。芦屋鉄道は、創立当初から経営難が続いており、運賃も当初15銭だったものが少しずつ値上げされ、最後には28銭になったといえます。大正13（1924）年頃には、吉田磯吉氏を取締役社長に迎えており、業績を好転させようと取り組みがなされていきました。しかし、昭和6年10月27日、芦屋鉄道株式会社は法的に解散することとなりました。



△芦屋鉄道の起点
西芦屋駅の石碑

「マンガで学ぶ芦屋の歴史パネル展」では、当時のエピソードをマンガに盛り込みながら、芦屋の鉄道を含めた交通の歴史を紹介しています。また、他にも芦屋釜をテーマにした漫画などを多数展示していますので、見に来てください。

（芦屋歴史の里）

編集後記

▼今号の表紙は、町内3小学校5年生による田植え体験です。田植えと聞くと太陽の日差しと青い空と蒸し暑さを連想します。しかし、天気は曇り。過ごしやすい気候でしたが、自分のイメージしている風景にならず、少ししょんぼり。けれども、田んぼではしゃぐ子どもたちの笑顔に元気をもらいながら、楽しく取材を終えることができました。

（伊藤）

▼芦屋町の夏は、イベントがたくさんあります。7月25日^③には、あしや花火大会が開催されます。初めてカメラで花火の撮影を行うので、少し緊張しています。きれいな花火の写真を撮れるようがんばります！

（山城）

▼今号の裏表紙に「芦屋町地域おこし協力隊インスタグラムフォトコンテスト2026」を掲載しています。町の夏の魅力をインスタグラムに投稿して、町を盛り上げましょう！豪華賞品もありますので、投稿をお待ちしております。詳しい応募方法は裏表紙を確認してください。（篠塚）





芦屋町地域おこし協力隊 インスタグラム フォトコンテスト2026

テーマ あなたが伝えたい芦屋町の夏の魅力

応募期間 令和8年7月20日(月)～8月31日(月)

撮影場所 福岡県遠賀郡芦屋町内

審査 芦屋町地域おこし協力隊

令和8年10月下旬(予定)に芦屋町公式ホームページ、広報あしや、町SNSなどで発表します。なお、入賞者には直接通知します。



賞品

最優秀賞 5,000円 1名

優秀賞 3,000円 1名

健闘賞 2,000円 1名

※いずれもクオカード

※入賞者には、直接通知を行いますので、住所などをお知らせください。

応募方法

STEP1 インスタグラムで「assy_ashiya」をフォロー

STEP2 ハッシュタグ「#芦屋町地域おこしフォトコン2026」をつけて写真を投稿



Follow me!



注意事項 ●応募者1人あたり5枚までの応募とし、応募者本人が撮影したものに限りします。●撮影の時期は令和8年度に芦屋町で撮影されたものに限りします。●撮影画像の加工、合成などの修正を加えた作品は不可とします。●応募作品は未発表または発表予定のないものに限りします。●肖像権の問題など、応募作品に関連して第三者との間でトラブルが生じた場合、全て応募者の責任において対処し、主催者側は一切の責任を負いません。人物を含む写真を応募する場合は、事前に必ず許可を得てから応募してください。●全ての応募作品の使用権は、主催者に帰属することとし、町のPRなどに使用します。●入賞作品を含む全ての応募作品については、主催者が作成する出版物、広告媒体、ホームページなどに使用場合があります。